

府食第308号  
平成19年4月5日

農林水産省  
消費・安全局畜水産安全管理課長 殿

内閣府食品安全委員会事務局  
評価課長

食品健康影響評価に係る資料の提出依頼について

平成15年11月11日付け15消安第3367号をもって農林水産大臣から食品安全委員会委員長に意見を求められた、豚由来たん白質等の飼料利用に係る飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第3条第1項に規定する飼料の基準・規格の改正について、平成19年3月14日に開催された第43回プリオン専門調査会における審議、及びその後の専門委員からの意見を踏まえ、別添の資料が必要となりました。

つきましては、お忙しいところ恐縮ですが、当該資料の提出をお願いいたします。

(別添)

## 農林水産省に対して要請する資料リスト

1. 日本における養魚用飼料の使用形態（養魚用飼料の特性、使用方法、使用量、使用頻度）
2. 日本における魚の養殖場の実態（海洋または河川での養殖、養殖魚の種類及び流通量）